

2019年度南山大学大学院 法務研究科 法務専攻

＜専門職学位課程＞ 入学試験 B日程

(2018年9月8日実施)

試験科目：法律科目試験 (刑法)

配点：100点

以下の問題文を読み、具体的事実を摘示しながら、下記の設問Ⅰ・Ⅱ・Ⅲに答えなさい。なお、特別法違反の点については、検討する必要はない。

設問Ⅰ Xが無免許でAに対して手術を行った行為について、Xに傷害罪が成立するかを論じなさい。

設問Ⅱ XがYの承諾を得てY名義で診断書を作成した行為について、XとZに有印私文書偽造罪が成立するかを論じなさい。

設問Ⅲ ZがX作成の診断書をB火災損害保険会社に提出して保険金を請求し保険金200万円の支払いを受けた行為について、ZとXの罪責を論じなさい。

1. Xは、医師免許取得後、外科医として大学病院に勤務し数多くの手術を経験する有能な医師であったが、麻薬を所持していたことから有罪判決を受け、医師免許の取り消し処分を受けた。Xの父親Yは開業医であり、都内でY外科診療所を開設していたが、突然脳梗塞に襲われ診療所を休業していた。Xは、Yから診療所を継続してくれるように依頼され、Y名義で診断書や処方箋を作成することについて、Yから承諾を得ていた。
2. ある日、Aが階段から転倒し頭部に怪我をしたので、Y診療所に運ばれてきた。Aの傷口を縫合する手術が必要であったので、XはAに縫合手術の同意を求めたところ、Aはそれに同意をし、Xは縫合手術を行った。その後の経過も順調であり回復したが、Aは手術当時、Xが無免許で医業を行っていたことを知らなかった。
3. Zは、Xが無資格で、Y名義でY外科診療所において診療を行っていたことを知って、Xを利用して儲けることを計画した。Zは、ニセの診断書をXに作成させて保険会社から保険金を騙し取ることを思いついた。そこで、Zは、Xに「先生、無資格で治療をされているそうですね。いま、金に困っているので、協力してもらえませんか。そうすれば、先生のことは誰にも内密にしておきますから。」といて、計画を持ちかけた。計画に協力してくれれば、分け前として保険金の3割を支払うと約束した。Xは、この話を断れば、無資格診療が公になって診療を継続できなくなり、多くの患者に迷惑をかけることにもなるし、また逮捕されるかもしれないと考え、今回の1回限りということで、XはZの計画に乗ることを承諾した。
4. ZはZの仲間に依頼して意図的に交通事故を起こし、Xに保険会社に提出する診断書の作成を求めた。Xは、「自動車事故による全身打撲で全治2か月を要する。」との内容で医師Yと記名押印して、Y名義で診断書を作成した。
5. Zは、その診断書をB火災損害保険会社に提出して保険金を請求した。B保険会社の担当者は、その診断書を真正に作成されたものと誤信し、保険金200万円を支払った。
6. その後、Xは、Zから約束通り60万円を報酬としてわたされたが、この件を口外せず今後は協力しないという条件で、報酬は受けとらなかった。

2019年度南山大学大学院 法務研究科 法務専攻

＜専門職学位課程＞ 入学試験 B日程

(2018年9月8日実施)

試験科目：法律科目試験（憲法）

配点：100点

以下の文章(フィクション)を読み、設問に答えなさい。

201*年*月、A県は、公共施設や飲食店などの建物の中を原則として禁煙とする罰則付きの「受動喫煙防止条例」(以下、本件条例という。)を制定した。

国は「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」に加盟し、公共の場所における受動喫煙防止対策の取組みを進める義務を負うことになっているが、A県として、受動喫煙が健康に悪影響を与えることは科学的に明らかにされていること、肺がんや乳幼児突然死症候群、虚血性心疾患等のリスクを高めるとされていること、国の調査では、非喫煙者のうち3割を超える人が、飲食店や職場などで受動喫煙にあったことがあると回答しており、受動喫煙を望まない人、特に未成年者を受動喫煙から守ることが求められていることなどを理由として本件条例を制定することとした。

本件条例は、医療施設や小・中・高校、児童福祉施設は敷地内も含め全面禁煙とし、官公庁や老人福祉施設、大学などは屋内禁煙で喫煙専用室の設置も禁止し、また、客室を除くホテルや、職場、駅、飲食店は原則として屋内禁煙とした。さらに、30平方メートル以下の飲食店では「独立した喫煙室の設置が難しい」として、未成年者を立ち入らせないことなどを条件に喫煙を可能にするが、従業員を雇う飲食店は面積にかかわらず屋内禁煙とした。本件条例は、一般的なたばこや葉巻のほか、加熱式たばこも禁止対象にしている。

こうした中で、自身もヘビースモーカーであり、「愛煙家が楽しく憩う喫茶店」を店のモットーとして、20年にわたり2名の従業員を雇って喫茶店を営業してきたXは、『従業員を1人でも雇うと全面禁煙』を条件とする本件条例はいき過ぎだ。本件条例によって廃業に追い込まれる可能性がある。私は愛煙家のためにも自分の喫茶店を続けていきたい。」などと主張している。

設問 本件条例の憲法上の問題点を指摘し、論じなさい(ただし、条約あるいは法律と条例の関係については扱う必要はない)。

2019年度南山大学大学院 法務研究科 法務専攻

＜専門職学位課程＞ 入学試験 B日程

(2018年9月8日実施)

試験科目：法律科目試験（商法）

配点：100点

次の事実①および②を読んで、【設問1】、【設問2】および【設問3】に答えなさい。

事実①

東京証券取引所に上場しているA株式会社は、平成29年4月17日に、A株式会社の取締役を代表取締役とするB銀行から、使途を運転資金、返済期日を平成30年4月16日、保証人をCとする、借入れ20億円（以下「本件借入れ」という）を行った。本件借入れについては、A株式会社の取締役会決議はなかった。B銀行は、これらのA株式会社の事情を知っていた。

事実②

A株式会社は、資金繰りの悪化のため、本件借入れの返済期日に弁済を行わなかったことから、B銀行は、保証人Cに対し、保証債務の履行を求め、訴えを提起した。

【設問1】本件借入れを行うに際し、A株式会社の取締役会の事前承認を得る必要があったのかについて、論じなさい。

【設問2】事実①のもと、A株式会社は、本件借入れの無効をB銀行に主張することができるかについて、論じなさい。

【設問3】事実①および事実②のもとで、B銀行の訴えは認められるかについて、論じなさい。

2019年度南山大学大学院 法務研究科 法務専攻

<専門職学位課程> 入学試験 B日程

(2018年9月8日実施)

試験科目：法律科目試験（民法）

配点：200点

次のⅠおよびⅡに解答しなさい。なお、設問には現行法に基づいて解答しなさい。

Ⅰ 以下の文章を読んで、設問に答えなさい。

Aが死亡し、妻Bおよび子2名(C、D)が相続した。Cは、遺産分割協議書を偽造するなどして各種手続きに必要な書類等を整えた上、Aの遺産である不動産(以下「本件不動産」という)につき自己が単独で相続した旨の登記をした。

[設問] Cが、善意のEに本件不動産を売却し、Eに登記を移転した場合、BおよびDは、Eに対して、本件不動産の所有権取得登記の全部を抹消するよう請求することができるか、について論じなさい。

Ⅱ 以下の文章を読んで、設問(1)および(2)に答えなさい(なお、各設問はそれぞれ独立している)。

Xは、Aとの間でX所有の本件建物を賃貸する契約を締結して引渡したが、借家人Aはその後本件建物をXの承諾を得てYに転貸し、現在はYが同建物を利用している。

[設問] (1) XとAは、本件建物の賃貸借契約を合意解除してYに対して建物からの退去を求めることができるか、について論じなさい。

[設問] (2) Aが賃料を半年以上支払わない場合、Xは、Aとの間の賃貸借契約を賃料不払を理由に解除して、Yに対して建物からの退去を求めることができるか、について論じなさい。